

郵便往復はがき (返信)

7 3 2 8 7 9 0

002

広島市南区金屋町二一一五

マニュアルプレイス広島四F

広島県保険医協会行

料金受取人払郵便

広島東支店
承認

2102

差出有効期間
2011年8月31
日まで

返信

※切手は不要です。



郵便往復はがき (往信)

□□□□□□□□

料金別納
郵便

往信

自主共済は生活を支える助け合い

自主共済と民間の保険…どこが違うの？

民間の保険は生保や損保会社が不特定多数に販売する商品で、病気やケガ、死亡の際などに保険金が支払われるものです。一方、自主共済は、団体の構成員を対象として加入者自ら運営に参加し、社会保険などで不足している部分を補う役割を担っています。それぞれが団体の活動の一部として行っており、保険と違って営利を目的とすることはありません。

どんな規制がかかるの？

2006年に改定された保険業法によって、自主共済が保険と同様に扱われることになりました。このため、これまで運営していた自主的な共済は、保険会社になって継続するか、保険会社に委託するなどの選択を迫られています。しかし、保険会社などを設立・運営するには資本金など金銭的な負担や制度内容の変更など高すぎるハードルがあります。これでは消費者保護どころか、共済加入者に不利益を押し付け、権利を侵害するものになってしまいます。

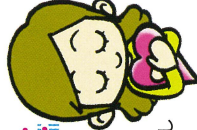
どんな共済が影響を受けているの？

自主共済では、PTAが生徒や父母の学校行事などの災害に給付するものも、自営商工業者が傷病によって休業した際の保障、お医者さんが屬病で休業したときの療養や経営支援の役割を果たすもの、登山者の遭難対策などが運営されています。知的障害者互助会では、入院時の差額ベッドや付き添い費などを独自に保障してきました。このようにリソースが高い保障は、営利を目的とする保険には加入できない、保険料が高額になるなど、民間商品では受け皿になり得ません。

自主共済を改正保険業法の適用除外に

自主共済の規制の背景には、日米保険業界の市場拡大のねらいがあり、在日米商工会議所は繰り返し日本政府に共済規制等を要求し続けています。さらに生協やJAなどが行う制度共済規制を求める主張も強まっています。

自主的な共済制度を保険業法の適用除外とし、私たちのくらしを支えてきた制度を守りましょう。



保険業法改定の趣旨に沿って 自主共済の適用除外を求める請願

衆議院議長、参議院議長 殿

【請願趣旨】

2006年4月1日に施行された新保険業法によって、各団体が、その組織の目的の一つとして構成員のために自主的に行っている共済制度が、存続の危機に瀕し、多数の制度が廃止に追い込まれています。

保険業法改定の趣旨は、「共済」の名前で不特定多数の消費者に保険類似商品の販売や勧誘を行って被害を与えたいいわゆる「ニセ共済」への規制が目的でした。これらの「ニセ共済」は、商売を通じて顧客を相手にしているものや、実際には勧誘した商品を扱っていない詐欺行為、所在不明になっているものなどの特徴があります。ところが新保険業法は、こうした「ニセ共済」と自主共済を保険会社などと同列に規制しようえで保険会社などになるか、制度廃止を強要するものであり、到底認めることはできません。

これまで、長年に亘り健全に運営をしてきた仲間どうし助け合いの自主共済が直ちに救済されるよう、下記事項の実現を求めます。

【請願項目】

自主的な共済を新保険業法の適用除外にすること

氏名	住 所

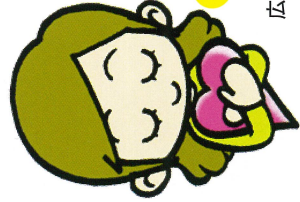
ご記入いただいた情報は署名以外の目的には使用いたしません。

助け合いの共済を守りましょう

私たちは、様々な分野の団体が、会員の共済や互助会制度を守るために共同して結成した共済の今日と未来を考える懇話会です。

**生活を支える自主共済の存続のために、
請願署名にご協力ください。**

ご協力いただいた署名は、紹介議員を紹介して、衆参両議長への早期提出を予定しています。お手元の署名用紙は、お早めにご投函ください。



共済の今日と未来を考える広島懇話会

〈事務局団体〉 〒732-0825広島市南区金屋町2-15-4F
広島県保険医協会 TEL082-262-5424 FAX082-262-5427